

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第七号中「(18)から(64)まで、(66)及び(67)」を「(17)から(63)まで、(65)及び(66)」に改め、同号中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、同号(17)中「(11)、(12)及び(14)」を「(10)、(11)及び(13)」に、「(15)」を「(14)」に改め、同号中(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、(19)を(18)とし、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、同号(26)中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同号中(26)を(25)とし、(27)を(26)とし、(28)を(27)とし、(29)を(28)とし、(30)を(29)とし、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)を(32)とし、(34)を(33)とし、(35)を(34)とし、(36)を(35)とし、(37)を(36)とし、(38)を(37)とし、(39)を(38)とし、(40)を(39)とし、(41)を(40)とし、(42)を(41)とし、(43)を(42)とし、(44)を(43)とし、(45)を(44)とし、(46)を(45)とし、(47)を(46)とし、(48)を(47)とし、(49)を(48)とし、(50)を(49)とし、(51)を(50)とし、(52)を(51)とし、(53)を(52)とし、(54)を(53)とし、(55)を(54)とし、同号(56)中「(22)、(34)、(39)、(41)、(43)、(45)及び(49)」を「(21)、(33)、(38)、(40)、(42)、(44)及び(48)」に改め、同号中(56)を(55)とし、(57)を(56)とし、(58)を(57)とし、(59)を(58)とし、(60)を(59)とし、(61)を(60)とし、(62)を(61)とし、(63)を(62)とし、(64)を(63)とし、(65)を(64)とし、(66)を(65)とし、(67)を(66)とし、同号中「(12)」を「(11)」に、「(15)、(16)、(17)」を「(14)、(15)、(16)」に、「及び(15)」を「及び(14)」に、「(18)から(67)まで」を「(17)から(66)まで」に、「(8)から(14)まで、(17)から(64)まで、(66)及び(67)」を「(8)から(13)まで、(16)から(63)まで、(65)及び(66)」に、「(10)及び(13)」を「及び(12)」に改め、同表の第九号の三中「農林物資の規格化等に関する法律（）」を「日本農林規格等に関する法律（）」に、「農林物資の規格化等に関する法律施行令」を「日本農林規格等に関する法律施行令」に改め、同号(1)中「第二十三条第二項」を「第七十四条第二項」に、「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十四の二」を「第六十二条の二」に、「製造業者等（）」を「取扱業者（）」に、「地域製造業者等」を「地域取扱業者」に改め、同号(2)中「第二十三条第二項」を「第七十四条第二項」に、「第十九条の十四第三項」を「第六十一条第三項」に、「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に改め、同号(3)中「第二十三条第二項」を「第七十四条第二項」に、「第二十条第三項の規定によ

る製造業者等」を「第六十五条第四項の規定による取扱業者」に、「地域製造業者等以外の製造業者等」を「地域取扱業者以外の取扱業者」に改め、同号(4)中「第二十三条第二項」を「第七十四条第二項」に、「第二十号第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同号(5)中「第二十三条第二項」を「第七十四条第二項」に、「第二十一条の二第一項」を「第七十条第一項」に、「地域製造業者等」を「地域取扱業者」に改め、同号(6)中「第十二条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同号(7)中「第十二条第四項」を「第十九条第四項」に改め、同表の第十号中「(1)から(2)まで」を「(1)から(10)まで、(19)から(21)まで」に改め、「昭和六十一年通商産業省令第八十八号」の下に「。以下この号において「コンビ規則」という。」を加え、「特定製造事業所」の下に「(以下この号において「特定製造事業所」という。）」を加え、同号(9)中「第七十七条第四項」を「第七十七条第六項」に改め、同号(7)中「第七十九条第四項」を「第七十九条第六項」に改め、同号中「市町」の下に「(広島市については、コンビ規則第二条第一項第二十一号に規定するコンビナート地域又は特定製造事業所の区域のいずれかに該当する区域内に所在する事業所に係る事務に限る。）」を加え、同表の第十六号の三(24)中「第二十九条第十二項」を「第二十九条第十五項」に改め、同号中(24)を(27)とし、(27)の次に次のように加える。

(28) 法第二十九条第十六項の規定による有料老人ホームの事業の制限及び停止の命令をした旨の通知

(29) 法第二十九条第十七項の規定による有料老人ホームの入居者に対する必要な助言その他の援助

第二条の表の第十六号の三(23)中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同号中(23)を(25)とし、(25)の次に次のように加える。

(26) 法第二十九条第十四項の規定による有料老人ホームの事業の制限及び停止の命令
第二条の表の第十六号の三(22)中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同号中(22)を(24)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) 法第二十九条第九項の規定による有料老人ホーム情報の報告の受付

(23) 法第二十九条第十項の規定による有料老人ホーム情報の報告事項の公表

第二条の表の第二十二号の二(5)中「第七十条第八項」を「第七十条第十一項」に、「第七十条第七項」を「第七十条第十項」に改め、同号(9)中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同号中(21)から(33)までを削り、(34)を(21)とし、(35)を(22)とし、(36)を(23)とし、(37)を(24)とし、(38)を(25)とし、(39)を(26)とし、(40)を(27)とし、(41)を(28)とし、(42)を(29)とし、(43)を(30)とし、(44)を(31)とし、(45)を(32)とし、(46)を(33)とし、(47)を(34)とし、(48)を(35)とし、(49)を(36)とし、

(50)を(37)とし、(51)を(38)とし、(52)を(39)とし、(53)を(40)とし、(54)を(41)とし、(55)を(42)とし、(56)を(43)とし、(57)を(44)とし、(58)を(45)とし、(59)を(46)とし、(60)を(47)とし、(61)を(48)とし、(62)を(49)とし、(63)を(50)とし、(64)を(51)とし、(65)を(52)とし、(66)を(53)とし、(67)を(54)とし、(68)を(55)とし、(69)を(56)とし、(70)を(57)とし、(100)を(110)とし、(99)を(109)とし、(98)を(108)とし、(97)を(107)とし、(96)を(106)とし、(95)を(105)とし、(94)を(104)とし、(93)を(103)とし、(92)を(102)とし、(91)を(101)とし、(90)を(100)とし、(89)を(99)とし、(88)を(98)とし、(87)を(97)とし、同号(86)中「(89)から(101)まで」を「(99)から(110)まで」に改め、同号中(86)を(96)とし、同号(85)中「指定居宅介護支援事業者」を削り、「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加え、同号中(85)を(95)とし、(84)を(94)とし、(83)を(93)とし、(82)を(92)とし、(81)を(91)とし、(80)を(90)とし、(79)を(89)とし、(78)を(88)とし、(77)を(87)とし、(76)を(86)とし、(75)を(85)とし、(74)を(84)とし、(73)を(83)とし、(72)を(82)とし、(71)を(81)とし、(57)の次に次のように加える。

(58) 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可

(59) 法第七十七条第二項の規定による介護医療院の入所定員等の変更の許可

(60) 法第七十七条第六項（法第八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による介護医療院の開設許可に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取

(61) 法第八十条第一項の規定による介護医療院の開設許可の更新

(62) 法第九十九条第一項の規定による介護医療院を管理する医師の承認

(63) 法第九十九条第二項の規定による介護医療院を医師以外の者に管理させることの承認

(64) 法第一百二十二条第一項第四号の規定による介護医療院の広告の許可

(65) 法第一百三十一条第一項の規定による介護医療院の開設者の住所等の変更又は介護医療院の再開の届出の受付

(66) 法第一百三十一条第二項の規定による介護医療院の廃止又は休止の届出の受付

(67) 法第一百四十一条の二第一項の規定による介護医療院の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査

(68) 法第一百四十一条の二第三項の規定による介護医療院に対する処分の必要性に係る通知の受付

(69) 法第一百四十一条の三の規定による介護医療院の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令

(70) 法第一百四十一条の四第一項の規定による介護医療院の管理者の変更の命令

(71) 法第一百四十一条の五第一項の規定による介護医療院の開設者に対する勧告

(72) 法第一百四十一条の五第二項の規定による介護医療院の開設者が勧告に従わないとき

の公表

(73) 法第百十四条の五第三項の規定による介護医療院の開設者に対する措置の命令又は業務の停止の命令

(74) 法第百十四条の五第四項の規定による介護医療院の開設者に対する措置命令又は業務停止命令をした旨の公示

(75) 法第百十四条の五第五項の規定による介護医療院に係る通知の受付

(76) 法第百十四条の六第一項の規定による介護医療院の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止

(77) 法第百十四条の六第二項の規定による介護医療院の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付

(78) 法第百十四条の七の規定による介護医療院の開設の許可等をした旨の公示

(79) 法第百十四条の人において準用する医療法第九条第二項の規定による介護医療院の開設者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときの届出の受付

(80) 法第百十四条の人において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与

第二条の表の第二十二号の二中「(6)から(84)まで、(86)から(100)まで」を「(6)から(94)まで、(96)から(110)まで」に改め、同表の第二十四号の二の二を次のように改める。

二十四の二の二 削除	
------------	--

第二条の表の第三十五号中「(11)、(12)、(14)、(15)、(48)、(51)、(53)、(54)及び(60)」を「(10)、(11)、(13)、(14)、(47)、(50)、(52)、(53)及び(59)」に、「(17)及び(23)」を「(17)、(25)及び(26)」に、「(28)、(31)、(42)、(45)、(59)、(60)、(63)、(66)、(77)、(80)、(85)、(94)、(97)及び(100)」を「(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)」に改め、「第二十四号の二の二(6)」を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。